

在留資格の手続き

日本に在留するときには、入国管理局で手続きが必要です。外国人が、現在行っている活動をやめて別の在留資格に属する活動をする場合には、在留資格の変更の許可を受ける必要があります（たとえば留学生が日本で就職する場合）。また、日本に在留する外国人が在留期間満了後も引き続き同じ在留活動を継続しようとする場合には、在留期間の更新許可を受ける必要があります（たとえば留学生が学業を継続する場合）。再入国許可などの申請は、住所を管轄する入国管理局（出張所）で、原則として申請人本人が行います。岡山県在住の外国人の在留資格や出入国手続きに関する詳しいことは、下記までお問い合わせください。

■広島入国管理局 岡山出張所

岡山県
岡山市北区下石井1-4-1
岡山第2合同庁舎11階

TEL: 086-234-3531

受付時間: 月曜日～金曜日

9:00～12:00、13:00～16:00

(祝日、12/29～1/3を除く)

在留資格手続

在日本居住時、需要到入国管理局办理手续。外国人停止目前的在留资格活动而去从事其他在留资格活动时，需要申请更改在留资格（例如留学生在日本就职时）。并且，居住日本的外国人在留资格到期后继续从事同一在留资格活动时，需要更新在留期间（例如留学生继续学业时）。申请再入国许可需到管辖地的入国管理局办理，原则上由本人亲自办理。关于在冈山县内居住的外国人的在留资格以及出入国手续等详细事宜，请咨询以下机构。

■広島入国管理局 岡山办事处

岡山市北区下石井1-4-1

岡山第二合同庁舎11楼

电话:086-234-3531

受理时间: 周一～周五

9:00～12:00、13:00～16:00

(节假日、12/29～1/3除外)

在留カード

在留カードは中长期在留者に対し、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可を伴って交付されます。在留カードは、日本での身分を証明するものとして、16歳以上の人は、いつでも持っている義務があります。

入国管理局

<http://www.immi-moi.go.jp/>

法務省 入国管理局

http://www.immi-moi.go.jp/newimmiact_1/

(1) 在留期間の更新

在留期間を更新したい場合は、在留期間が満了する前に入国管理局（出張所）で更新の申請をします。6か月以上の在留期間を有する場合は、在留期間の満了するおおむね3か月前から受け付けています。手数料4,000円。

【必要書類】

- 在留期間更新許可申請書
- 活動内容ごとに法務省令で定める資料
- パスポート
- 在留カード
- その他入国管理局ホームページを参照

在留卡

在留卡是发给中长期居住者，与登陆许可、在留资格变更许可、在留期间更新许可等在留资格同时发放的。在留卡是在日本的身分证，16岁以上者有义务随身携带。

入国管理局



法務省 入国管理局



(1) 更新在留期间

延长在留期间时，需要在在留资格到期前到入国管理局（办事处）申请更新。在留期间为6个月以上时，在留资格到期前3个月左右开始受理。手续费为4000日元。

【所需资料】

- 在留期间更新许可申请书
- 各项活动内容对应的法务省令规定的资料
- 护照
- 在留卡
- 其他参考入国管理局网页

(2) 在留資格の変更

現在取得している在留資格の活動を中止して、別の在留資格にあてはまる活動を行おうとする場合は、在留資格変更手続きが必要です。手数料4,000円。

【必要書類】

- ・在留資格変更許可申請書
- ・活動内容ごとに法務省令で定める資料
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・その他入国管理局ホームページを参照

(3) 出生による在留資格の取得

日本国内で出生したとき、出生後30日以内(但し、60日以内に出国する場合は必要ありません)に入国管理局(出張所)で在留資格の取得許可の申請をします。

【必要書類】

- ・在留資格取得許可申請書
- ・両親の在留カード
- ・両親の旅券(パスポート)
- ・出生証明書、母子健康手帳など
- ・その他入国管理局ホームページを参照

(2) 在留資格の変更

中断現在取得の在留資格活動而从事其它在留資格活动时，需要在办理在留資格变更手续。手续费为4000日元。

【所需资料】

- ・在留資格変更許可申請書
- ・各项活动内容对应的法务省令规定的资料
- ・护照
- ・在留卡
- ・其他参考入国管理局网页

(3) 出生时在留資格の获取

在日本国内出生的孩子，孩子出生后30天以内(60天以内要出国的孩子不需要)入国管理局(办事处)申请取得在留資格。

【所需资料】

- ・在留期间取得許可申請書
- ・父母の在留卡
- ・父母の护照
- ・出生証明書、母子健康手冊等
- ・其他参考入国管理局网页

(4) 永住許可

日本に永住を希望する人は、永住許可を受ける必要があります。入国管理局(出張所)で永住許可を申請します。手数料は許可されるとき、8,000円が必要ですが、詳しくは、入国管理局へお問い合わせください。

【必要書類】

- ・永住許可申請書
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・身分を証する文書など
- ・その他入国管理局ホームページを参照

(4) 永住許可

希望在日本永住者需要获得永住許可。在入国管理局(办事处)申请永住許可。获得许可后交付手续费8000日元。详情请咨询入国管理局。

【所需资料】

- ・永住許可申請書
- ・护照
- ・在留卡
- ・证明身份的文书等
- ・其他参考入国管理局网页

(5) 資格外活動の許可申請

現在取得している在留資格以外の活動で収入・報酬がある活動をする場合は、原則として就労活動を行うことはできませんが、入国管理局から「資格外活動許可」を受ければ、次の一定の制限範囲内でアルバイトをすることができます。

留学生の資格外活動

資格外活動時間の制限

- 週28時間（1日8時間）以内

資格外活動場所の制限（禁止事項）

風俗営業又は風俗関連営業が営まれている営業所（例えば、バー、スナック、パチンコ屋など）でのアルバイトは、できません。

資格外活動許可申請の手続き

【必要書類】

- 資格外活動許可申請書

- 在留カード

- パスポート

詳しくは、大学・学校の留学生担当課又は下記に問い合わせてください。

広島入国管理局岡山出張所

TEL：086-234-3531

(5) 申請資格外活動許可

从事現在所属資格以外の活動獲得収入報酬時、原則上不得进行就労活動、但向入国管理局申請获得了“資格外活動許可”時、可在在以下一定的约束范围内打零工。

留学生的资格外活动

资格外活动的时间限制

28 小时/周（8 小时/天）以内

资格外活动的场所限制（禁止事项）

禁止在风俗店或与风俗相关的营业所（如：酒吧、夜总会、扒金库（带有赌博性质的游戏厅）打零工。

资格外活动的申请手续

【所需资料】

- 资格外活动许可申请书

- 在留卡

- 护照

详情请向大学、学校的留学生负责科或以下机构咨询。

広島入国管理局 岡山办事处

电话：086-234-3531

(6) 再入国許可申請

再入国許可がなく日本の国外に出ると、日本に戻る時に改めて「在留資格認定証明書交付申請」をし、「入国査証（ビザ）」をもらわなければなりません。日本への再入国が1年以上先になるときは、入国管理局で再入国許可を受けてから出国します。手数料3,000円（1回限り）、もしくは6,000円（数次許可）を支払い、再入国許可の証印シールを旅券に貼ってもらいます。再入国許可の有効期限は、現に有する在留期間の範囲内で、5年間を最長として決定されます。再入国許可の有効期限内に再入国しないと在留資格が失われることとなりますので、注意してください。

みなし再入国許可

有効なパスポートと在留カードを持っている人が、日本を出国して1年以内（在留期限が出国の日から1年以内になる場合は在留期限まで）に再入国する場合は、再入国許可は不要です。出国後、みなし再入国許可の有効期限内に再入国しないと在留資格が失われることとなりますので、注意してください。出国する際に、必ず、旅券および在留カードを提示してください。

(6) 申請再入国許可

没有申请再入国许可而离开日本，再次返回日本时，需要重新提交“在留资格认定证明书交付申请”，获得“入国签证”。返回日本的时间为一年以上时，可在入国管理局申请再入国许可，交手续费（单次 3000 日元，多次 6000 日元），再入国许可的认印贴纸将被贴在护照上。再入国许可的有效期限，现有在留期间最长为 5 年。在再入国许可的有效期内不返回日本的话，将失去在留资格，请注意。

视同再入国许可

有效护照及在留卡持有者，离开日本后 1 年以内（在留期限是指从出国日起 1 年以内返回日本的）再入国时，不需要再入国许可。

请注意，出国后，在视同再入国许可的在留期限内不能返回日本的话，将失去在留资格。出国时一定要把护照、在留卡一起提示给入国审查官。

(7) 住居地以外の変更登録申請

住居地以外の変更があるときは、入国管理局に届出て変更してもらいます。氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更は14日以内に入国管理局の窓口で行います。

(8) 紛失と再交付

在留カードを紛失したり、盗難にあったり、汚してしまった場合には、警察に紛失届等を提出し、受理証明書を得、その事実を知った日(海外で知ったときは再入国の日)から14日以内に入国管理局で再交付の申請をし、新しい在留カードをもらいます。その他、在留カードの写真を変更したい場合など、在留カードの交換を希望する場合にも再交付申請をすることができます。

(9) 在留カードの返納

死亡したときは、死亡の日から14日以内に本人の親族または同居人が在留カードを最寄りの入国管理局に返納します。日本を出国し、再入国しないときは、出国の際に空港・港の入国審査官に渡してください。

(7) 居住地以外事項変動時の登記申請

居住地以外的事项发生变动时，需告知入国管理局进行更改。姓名、出生日期、性别、国籍、地域的变动应在14日以内到入国管理局窗口办理。

(8) 遗失与补办

在留卡遗失、被盗或者弄脏时，应向警察局提交遗失报告，取得受理证明书，并在得知事实日(在海外得知时再入国之日)的14日之内向入国管理局提交补办申请，获得新的在留卡。另外，想要更改在留卡照片等理由更换在留卡时也可以申请补办。

(9) 在留卡的返还

持卡人死亡时，持卡人的亲属或同住人应在14日以内将在留卡返还至附近的入国管理局。离开日本并且不打算返回时，在出国时交给机场、港口的入国审查官。